

規約委員会報告 (令和5年度 臨時社員総会 2023/9/30)

委員会メンバー

- 委員長 工藤寿子 (藤田医科大学小児科)
- 副委員長 清谷知賀子 (国立成育医療研究センター 小児がんセンター)
- 委員 土屋邦彦 (京都府立医科大学小児科)
- 孝橋 賢一 (大阪公立大学大学院医学研究科診断病理・病理病態学)
- 担当理事 滝 智彦 (杏林大学保健学部臨床検査技術学科)
- 副担当理事 義岡孝子 (国立成育医療研究センター病理診断部)

学会賞等選考委員会より理事会に提出されました「若手小児血液・がん専門医のための臨床研究助成」の規約につきまして、メール審議を行いました。また、役員選挙に関する定款施行細則改正について下記の改正案を作成いたしました。

日本小児血液・がん学会 細則 改正案

| 現 行 | 改 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----------|----|-----------|----|-----------|----|------------|----|---------|----|---------------|----|-----------|----|----------------|----|
| <p>(理事の選任)</p> <p>第4条 理事は定款第22条により評議員の中から立候補制によって選任される。</p> <p>2. 選挙に先立って年齢制限等によって被選挙権を有さない評議員の中から理事会の推薦によって2名以上の選挙管理委員が選任される。</p> <p>3. 選挙管理委員会は選挙の行われる3ヶ月前までにすべての選挙に関する日程を全会員に対して公示する。選挙管理委員の氏名も同時に全会員に公表される。</p> <p>4. 理事の候補者となろうとする者は定められた期日までに所定の立候補用紙をもって選挙管理委員会に届け出ることとする。</p> <p>5. 選挙管理委員会は、候補者名簿と有権者名簿、候補者の所信表明をそろえて選挙の行われる2ヶ月前までに学会ホームページの会員専用欄を通じて全評議員に向けて公告する。</p> <p>6. 細則第3条3)に規定されている評議員の年齢制限に鑑み、立候補は選挙実施年度末日の満63歳までとする。</p> <p>7. 選挙管理委員会は、領域別の候補者名簿と有権者名簿、候補者の所信表明をそろえて、領域別に選出すべき理事数、及び投票方法を選挙の行われる2ヶ月前までに学会ホームページの会員専用欄を通じて全評議員に向けて公告する。</p> <p>8. 選挙は全評議員による電子投票によって行われる。</p> | <p>(理事の選任)</p> <p>第4条 理事は定款第22条により評議員の中から立候補によって選任される。</p> <p>2. 細則第3条4)に規定されている評議員の年齢制限に鑑み、立候補は選挙実施年度末日の満63歳までとする。</p> <p>3. 選挙に先立って年齢制限等によって被選挙権を有さない評議員の中から理事会の推薦によって2名以上の選挙管理委員が選任される。</p> <p>4. 選挙管理委員会は選挙の行われる3ヶ月前までにすべての選挙に関する日程を全会員に対して公示する。選挙管理委員の氏名も同時に全会員に公表される。</p> <p>5. 理事の候補者となろうとする者は、定められた期日までに所定の立候補用紙をもって選挙管理委員会に届け出ることとする。</p> <p>→ (現行第7項と重なる内容のため削除)</p> <p>6. 選挙管理委員会は、領域別の候補者名簿と有権者名簿、候補者の所信表明をそろえて、領域別に選出すべき理事数、及び投票方法を選挙の行われる2ヶ月前までに学会ホームページの会員専用欄を通じて全評議員に向けて公告する。</p> <p>7. 領域別理事定数は以下のとおりとする。評議員は各自の所属する領域に限定されることなく、全領域の候補者に対して選挙権を有する。理事の候補者となろうとする者は、自らの所属する領域の理事に立候補できる。</p> <table border="0"> <tr><td>1) 小児科領域</td><td>8名</td></tr> <tr><td>2) 小児外科領域</td><td>4名</td></tr> <tr><td>3) 放射線科領域</td><td>1名</td></tr> <tr><td>4) 脳神経外科領域</td><td>1名</td></tr> <tr><td>5) 病理領域</td><td>1名</td></tr> <tr><td>6) 上記以外の臨床系領域</td><td>1名</td></tr> <tr><td>7) 基礎医学領域</td><td>1名</td></tr> <tr><td>8) 看護・医療職・支援領域</td><td>1名</td></tr> </table> <p>8. 選挙は全評議員による電子投票によって行われる。</p> | 1) 小児科領域 | 8名 | 2) 小児外科領域 | 4名 | 3) 放射線科領域 | 1名 | 4) 脳神経外科領域 | 1名 | 5) 病理領域 | 1名 | 6) 上記以外の臨床系領域 | 1名 | 7) 基礎医学領域 | 1名 | 8) 看護・医療職・支援領域 | 1名 |
| 1) 小児科領域 | 8名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2) 小児外科領域 | 4名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3) 放射線科領域 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4) 脳神経外科領域 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5) 病理領域 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6) 上記以外の臨床系領域 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7) 基礎医学領域 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8) 看護・医療職・支援領域 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------|----|-----------|----|-----------|----|------------|----|---------|----|---------------|----|-----------|----|----------------|----|---|
| <p>9. 全評議員に電子メールにより投票期間を通知し、投票開始日、投票終了日にリマインドメールを送付する。</p> <p><u>10. 選挙結果は即時、全評議員に通知し、総会で報告した後に学会ホームページに公表する。</u></p> <p>11. 理事候補者が定数の領域は信任投票とし、有効投票数の3分の2の信任を得なければならない。</p> <p>12. 理事候補者が領域別定数に満たない場合は選挙管理委員会の答申により理事会が候補者を推薦することができる。</p> <p>13. 候補者が領域別定数を超えたときは不完全連記による投票で選出する。得票数が同票の場合は、年齢の高いものを当選者とする。</p> <p>14. 領域別理事定数は以下のとおりとする。評議員は各自の所属する領域に限定されることなく、全領域の候補者に対して選挙権を有する。理事候補者は領域別に立候補を行う。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>1) 小児科領域</td><td style="text-align: right;">8名</td></tr> <tr><td>2) 小児外科領域</td><td style="text-align: right;">4名</td></tr> <tr><td>3) 放射線科領域</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>4) 脳神経外科領域</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>5) 病理領域</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>6) 上記以外の臨床系領域</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>7) 基礎医学領域</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td>8) 看護・医療職・支援領域</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> </table> <p>15. 理事の任期は選出された年の定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会日までの2年間とし、<u>連続して2期まで務めることができる。</u></p> <p>16. 理事の改選は2年ごとに行い、再任の認められない理事または再任を辞退した理事数を各領域で選出する人数として改選する。ただし、補欠あるいは増員の場合はこの限りではない。</p> <p>17. 任期満了の監事は連続して理事に就任できない。</p> <p>18. 理事候補者は監事の候補者になることができない。</p> <p>(監事の選任)</p> <p>第5条 監事は定款第22条により評議員の中から立候補または推薦によって選任される。</p> <p>2. 監事の候補者となろうとする者は、定められた期日までに所定の立候補用紙をもって選挙管理委員会に届け出ることとする。</p> <p>3. <u>細則第3条3)</u>に規定されている評議員の年齢制限に鑑み、立候補は選挙実施年度末日の満63歳までとする。</p> <p>4. 選挙に先立って選挙管理委員が選出されるが、委員は第4条第2項で選任されたものがこれを務める。</p> <p>5. 選挙管理委員会は、候補者名簿と有権者名簿、候補者の所信表明をそろえて選挙の行われる2ヶ月前までに学会ホームページ会員専用欄を通じて全評議員に向けて公告する。</p> <p>6. 選挙は全評議員による電子投票によって行われる。</p> | 1) 小児科領域 | 8名 | 2) 小児外科領域 | 4名 | 3) 放射線科領域 | 1名 | 4) 脳神経外科領域 | 1名 | 5) 病理領域 | 1名 | 6) 上記以外の臨床系領域 | 1名 | 7) 基礎医学領域 | 1名 | 8) 看護・医療職・支援領域 | 1名 | <p>9. 全評議員に電子メールにより投票期間を通知し、投票開始日、投票終了日にリマインドメールを送付する。</p> <p>10. 候補者が定数の領域は信任投票とし、有効投票数の3分の2の信任を得なければならない。</p> <p>11. 候補者が領域別定数に満たない場合は選挙管理委員会の答申により理事会が候補者を推薦することができる。</p> <p>12. 候補者が領域別定数を超えたときは不完全連記による投票で選出する。得票数が同票の場合は、年齢の高いものを当選者とする。</p> <p>13. <u>選挙結果は即時、全評議員に通知する。</u></p> <p><u>14. 選挙結果は総会へ報告し承認を得た後に学会ホームページに公表する。</u></p> <p>15. 理事の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会日までの2年間とし、<u>連続再任は1回のみ認められる。</u></p> <p>16. 理事の改選は2年ごとに行い、再任の認められない理事または再任を辞退した理事数を各領域で選出する人数として改選する。ただし、補欠あるいは増員の場合はこの限りではない。</p> <p>17. 任期満了の監事は連続して理事に就任できない。</p> <p>18. 理事候補者は監事の候補者になることができない。</p> <p>(監事の選任)</p> <p>第5条 監事は定款第22条により評議員の中から立候補または推薦によって選任される。</p> <p>2. <u>細則第3条4)</u>に規定されている評議員の年齢制限に鑑み、立候補は選挙実施年度末日の満63歳までとする。</p> <p>3. 選挙に先立って選挙管理委員が選任されるが、委員は第4条第3項で選任されたものがこれを務める。</p> <p>4. 監事の候補者となろうとする者は、定められた期日までに所定の立候補用紙をもって選挙管理委員会に届け出ることとする。</p> <p>5. 選挙管理委員会は、候補者名簿と有権者名簿、候補者の所信表明をそろえて、選挙の行われる2ヶ月前までに学会ホームページ会員専用欄を通じて全評議員に向けて公告する。</p> <p>6. 選挙は全評議員による電子投票によって行われる。</p> |
| 1) 小児科領域 | 8名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2) 小児外科領域 | 4名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3) 放射線科領域 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4) 脳神経外科領域 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5) 病理領域 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6) 上記以外の臨床系領域 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7) 基礎医学領域 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8) 看護・医療職・支援領域 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| <p>7. 理事会が総会に推薦する監事の定数は2名とし、2名の連記投票とする。</p> <p>8. 得票多数のものより順次当選者を定め、得票同数のときは年齢の高いものを当選者とする。候補者が定数の場合は信任投票とし、有効投票数の3分の2を獲得しなければならない。</p> <p>9. 選挙結果は即時、<u>監事候補者として全評議員に通知する。</u></p> <p>10. 選挙結果は総会へ報告し承認を得た後に学会ホームページに公表する。</p> <p>11. 監事の任期は選出された定時総会終了翌日から次々期定時総会終了日までの2年間とし、再任を認めない。</p> <p>12. 監事は理事ならびに職員を兼任できない。</p> <p>13. 監事候補者は理事の候補者になることができない。</p> <p>(理事長の選任)</p> <p>第6条 理事長は理事の中から立候補とし、理事長選挙は理事選挙後に行われる。</p> <p>2. 細則第3条3)に規定されている評議員の年齢制限に鑑み、立候補は選挙実施年度末日の満63歳までとする。</p> <p>3. 選挙に先立って選挙管理委員が選出されるが、委員は第4条第2項で選任されたものがこれを務める。</p> <p>4. 理事長の候補者となろうとする者は、定められた期日までに所定の立候補用紙をもって選挙管理委員会に届け出ることとする。</p> <p>5. 選挙管理委員会は、候補者名簿と有権者名簿、候補者の所信表明をそろえて選挙の行われる2ヶ月前までに学会ホームページの会員専用欄を通じて全評議員に向けて公告する。</p> <p>6. 選挙は全評議員による電子投票によって行われる。</p> <p>7. 理事長は有効投票数の過半数獲得者とする。候補者1名の場合は信任投票とし、有効投票数の3分の2の信任を得なければならない。複数の候補者で過半数獲得者がいない場合は上位2名で決選投票を電子投票で行う。得票数が同票の場合は、年齢の高いものを当選者とする。</p> <p>8. 選挙結果は即時、全評議員に通知され、総会で報告した後に学会ホームページに公表する。</p> <p>9. 理事長の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会日までの2年間とし連続再任は1回のみ認められる。</p> | <p>7. 全評議員に電子メールにより投票期間を通知し、投票開始日、投票終了日にリマインドメールを送付する。</p> <p>8. 理事会が総会に推薦する監事の定数は2名とし、2名の連記投票とする。</p> <p>9. 得票多数のものより順次当選者を定め、得票同数のときは年齢の高いものを当選者とする。候補者が定数の場合は信任投票とし、有効投票数の3分の2を獲得しなければならない。</p> <p>10. 選挙結果は即時、全評議員に通知する。</p> <p>11. 選挙結果は総会へ報告し承認を得た後に学会ホームページに公表する。</p> <p>12. 監事の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会終了日までの2年間とし、再任を認めない。</p> <p>13. 監事は理事ならびに職員を兼任できない。</p> <p>14. 監事候補者は理事の候補者になることができない。</p> <p>(理事長の選任)</p> <p>第6条 理事長は定款第22条により理事の中から選任される。</p> <p>2. 理事長は<u>非改選理事および細則第4条第13項での当選者の中から立候補とし、理事長選挙は理事選挙後に行われる。</u></p> <p>3. 細則第3条4)に規定されている評議員の年齢制限に鑑み、立候補は選挙実施年度末日の満63歳までとする。</p> <p>4. 選挙に先立って選挙管理委員が選任されるが、委員は第4条第3項で選任されたものがこれを務める。</p> <p>5. 理事長の候補者となろうとする者は、定められた期日までに所定の立候補用紙をもって選挙管理委員会に届け出ることとする。</p> <p>6. 選挙管理委員会は、候補者名簿、候補者の所信表明をそろえて、選挙開始前に学会ホームページの会員専用欄を通じて全評議員に向けて公告する。<u>有権者は理事・監事選挙と同じにする。</u></p> <p>7. 選挙は全評議員による電子投票によって行われる。</p> <p>8. 全評議員に電子メールにより投票期間を通知し、投票開始日、投票終了日にリマインドメールを送付する。</p> <p>9. 理事長は有効投票数の過半数獲得者とする。候補者1名の場合は信任投票とし、有効投票数の3分の2の信任を得なければならない。複数の候補者で過半数獲得者がいない場合は上位2名で決選投票を電子投票で行う。得票数が同票の場合は、年齢の高いものを当選者とする。</p> <p>10. 選挙結果は即時、全評議員に通知され、総会で報告した後に学会ホームページに公表する。</p> <p>11. 理事長の任期は選出された定時社員総会日翌日から2年後の定時社員総会日までの2年間とし、連続再任は1回のみ認められる。</p> |
|---|---|